

# 横浜市立松本中学校PTA規約

## 第1章 総則

- 第1条 本会は「横浜市立松本中学校PTA」と称する。
- 第2条 本会を 横浜市神奈川区三ツ沢下町30-1 横浜市立松本中学校におく。
- 第3条 本会は、学校・地域等と協力し、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前に掲げた目的を達成するための事業のみを行い、営利や政治的、宗教的活動に利用したり、学校管理や教職員の人事に干渉したりすることはできない。
- 第5条 本会は目的および方針にそって、次に挙げる活動を行う。
- (1) 会員対象の各種研修
  - (2) 学校教育活動への協力
  - (3) 教育環境の整備
  - (4) その他、目的達成に必要な活動
- 第6条 本会の会員は学校に在籍する生徒の父母、またはそれに代わる人（以下、「保護者」という）、および教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務とを有する。

## 第2章 組織

- 第7条 本会には次の機関を置く。
- (1) 総会
  - (2) 役員会
  - (3) 実行委員会
  - (4) 専門委員会
  - (5) 校外指導委員会
  - (6) 会計監査委員会
  - (7) 推薦委員会
  - (8) 特別委員会
- 第8条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。
- 2 総会は年度始および年度末の2回の定期総会と臨時総会とする。
  - 3 臨時総会は、会員の5分の1以上から要求があったとき、または、実行委員会で必要と認めたとときに、会長が招集する。
  - 4 年度始総会は前年度決算、本年度事業計画及び本年度予算を、年度末総会は新役員および会計監査委員の選出を主な審議事項とする。
  - 5 総会は、書面総会とすることができる。
  - 6 総会は会員の3分の1以上を以て成立し、委任状をもって出席者とみなすことができる。
  - 7 議決は出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は議長が決定する。
  - 8 総会の議案については、前もって会員に通知しなければならない。
- 第9条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、および校長、副校長によって構成される。
- 2 役員会の任務は次の通りとする。
    - (1) 活動計画、および予算案を立案する。
    - (2) 総会の運営に当たる。
    - (3) 実行委員会の議題を調整する。
    - (4) 総会、実行委員会から委託された事項を処理する。
    - (5) 市、区PTA連絡協議会等の外部団体との連絡を行う。
    - (6) その他、本会の目的達成に必要な事項。
  - 3 役員会の任務は次のとおりとする。
    - (1) 会長は会を代表し会務を司る。
    - (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理をつとめる。

- (3) 書記は、本会の活動に関する事項を記録し、会員に周知する。また、庶務事項を処理し、関係書類を作成および保管する。
- (4) 会計は本会のすべての金銭の収入支出を記録する。また、年度決算書を作成し、総会において会計監査委員会の監査を経た結果を報告する。

第10条 実行委員会は本会の役員、専門委員会の正副委員長、校外指導委員会の正副委員長、および校長、副校長によって構成される。

2 定例会は原則として月1回とする。

3 実行委員会の任務は次の通りである。

(1) 各委員会によって立案された事業計画を調整する。

(2) 総会に提出する議案を協議する。

(3) 総会により委任された事項を処理する。

(4) 特別な事情が生じた場合については、総会に代わって決定することができる。ただし、この場合は次期総会での承認を必要とする。

(5) その他、本会の目的達成に必要な事項

第11条 本会の活動を円滑に行うため、専門委員会として各学年に学年委員会をおき、任務は次のとおりとする。

(1) 学年・学級を中心とした活動を行い、会員相互の親睦を図るとともに学年間の連携に努める。また、家庭の教育力を高めるために、各種の成人教育を行う。

(2) 生徒および会員の健康安全、福祉に関する活動を行う。

(3) 活動の広報により、PTA活動の普及に努める。

2 各学年委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。

第12条 校外指導委員会は、地域における生徒の活動の充実を図り、地域との連絡調整を図る。

2 委員会に委員長、副委員長をそれぞれ1名ずつおく。ただし副委員長は複数おくことを可とする。

第13条 会計監査委員会は3名で構成し、本会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

第14条 推薦委員会は、役員及び会計監査委員候補者を推薦し、候補者名簿を総会に提出することを任務とする。

2 その他、役員、会計監査委員の選出に関わる内容は、別に規則を定める。

第15条 必要に応じて実行委員会の承認を得て特別委員会を設けることができる。ただし、次期総会での承認を必要とする。

### 第3章 役員・委員等の選出

第16条 役員の選出については次の通りとする。

会 長 1名（保護者）

副会長 2名（保護者）

書 記 3名（保護者2 教職員1）

会 計 3名（保護者2 教職員1）

2 役員（保護者）は、推薦委員会で推薦され、原則として総会で選出される。

3 教職員の選出については、校長に一任する。人数も必要に応じて増やすことができる。

第17条 学年委員は、原則として各学級より2名選出する。

第18条 校外指導委員は各地区より別に定める規則により選出する。

第19条 推薦委員は、校外指導委員より7名選出する。

第20条 会計監査委員は、推薦委員会の推薦を受け、総会の承認を必要とする。

第21条 市PTA連絡協議会等から常置委員の選出を依頼されたときは、役員会で推薦をする。

第22条 役員、会計監査委員、各委員ともに任期は4月1日より3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会員資格を失った前年度の役員、会計監査委員、各委員は、年度始総会において報告したり、意見を述べたりすることができる。

### 第4章 会計

第23条 本会の経費は、会費、およびその他の収入をもってあてる。

第24条 会費は各家庭（生徒一人の場合）月額300円とする。二人以上の生徒がいる家庭は、二人目以降一人につき、保険料・市・区P連分担金などの生徒一人あたりの費用相当分を負担する。金額は、年度始めに通知する。

第25条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 個人情報取扱について

第26条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする

## 第6章 細則

第27条 本会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限り実行委員会の議決を経て決めることができる。ただし、次期総会に報告する。

第28条 会員の慶弔については、別に規則を定める。

## 第7章 改正

第29条 この規約は総会で出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

### 付 則

昭和46年4月1日より実施

昭和52年3月4日に一部改正

平成8年3月4日に一部改正

平成9年2月21日に一部改正

平成11年2月18日に一部改正し、同年4月1日より実施

平成13年2月22日に一部改正

平成14年6月3日に一部改正し、同日より実施する。

平成16年2月25日に一部改正し、同日より実施する。

平成19年2月23日に一部改正し、同日より実施する。

平成20年2月22日に一部改正し、同日より実施する。

平成21年2月23日に一部改正し、同日より実施する。

平成26年2月17日に一部改正し、同日より実施する。

平成30年4月1日より一部改正し、同日より実施する。

令和5年4月1日より一部改正し、同日より実地する。

## 細則 I 役員等選出規則

第1条 この規則は、横浜市立松本中学校PTA規約第14条第2項によって定める。

第2条 推薦委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 実行委員会代表

(2) 校外指導委員

(3) 教職員代表 2名

2 (2)は原則として各小学校区を顧慮し、選出するよう留意する。

3 互選により委員長1名、及び副委員長並びに書記をそれぞれ若干名おく。

第3条 推薦委員の任期は、4月1日より役員及び会計監査委員（以下、役員等という）の候補者が総会で承認を得るまでとする。

第4条 推薦委員会が構成されたときは、速やかに委員名を会員に報告しなければならない。

第5条 役員等の候補者名簿を総会に提出するまでの手順は次の通りとする。

- (1) 全会員から次年度の役員等の立候補または候補者の推薦を募る。なお、被推薦者は次年度の会員とする。
- (2) 推薦委員会において、候補者の推薦をすることができる。
- (3) 候補者を規約16条に示す定数に絞り総会に提出する。この際、被推薦者の同意を必要とする。

第6条 役員等に欠員が生じた場合は、補充の必要を実行委員会が認めた場合に限り補充者を実行委員会で委嘱することができる。

- 2 会長が欠けたときは原則として副会長が会長となる。
- 3 任期は残任期間とする。

付 則 この規則は、平成11年4月1日より実施する。

この規則は、平成14年6月3日に一部改正し、同日より実施する。

この規則は、平成19年2月23日に一部改正し、同日より実施する。

この規則は、平成30年5月17日に一部改正し、同日より実施する。

この規則は、令和3年2月26日に一部改正し、同日より実施する。

この規則は、令和5年4月1日より一部改正し、同日より実施する。

## 細則Ⅱ 校外指導委員会規則

第1条 この規則は横浜市立松本中学校PTA規約第18条によって定める。

第2条 次に示す地域に、校外指導委員をおく。

1 松ヶ丘	5 (三ツ沢) 中町	11-1 浅野台	16-1 三ツ沢住宅
2-1 栗田谷北	6-1 グリーンヒル三ツ沢	11-2 ガーデン山団地	16-2 峰沢町岡沢町
2-2 栗田谷南	6-2 ガーデン山	12-1 神大寺西町	16-3 さくら会
2-3 六角橋南	7-1 (三ツ沢) 下町第一	12-2 ガーデン親和会	16-4 サントリー峰沢
3-1 泉町	7-2 (三ツ沢) 下町自治会	12-3 神大寺ハイツ	16-5 峰沢団地
3-2 松本三丁目	8 (三ツ沢) 東町	12-4 バードガーデン	16-6 岡沢町南
3-3 松本上町	9 (三ツ沢) 西町	13 神大寺東町	17 学区外
4 (三ツ沢) 上町	10 (三ツ沢) 南町	14 南神大寺団地	
		15 横浜ハイタウン	

第3条 各地域から選出する校外指導委員の数は、それぞれの地域に一任し、校外指導委員会には各地域からの一名以上の出席を要する。

第4条 他の委員との兼任は、妨げない。

付 則 この規則は、平成11年4月1日より実施する。

この規則は、平成18年4月1日に一部改正し、同日より実施する。

この規則は、平成25年4月1日に一部改正し、同日より実施する。

この規則は、平成28年4月1日に一部改正し、同日より実施する。

この規則は、令和5年4月1日に一部改正し、同日より実施する。

## 細則Ⅲ 慶弔に関する規則

第1条 この規則は横浜市立松本中学校PTA規約第28条によって定める。

第2条 弔事に関してはつぎのとおりとする。

- (1) 生徒の父母
- (2) 生徒
- (3) 教職員
- (4) 教職員の配偶者、実父母、同居の義父母、子
- (5) 学校医  
以上、10,000円と生花
- (6) 教職員の同居していない義父母  
弔電

第3条 災害等（除 自然災害）により、会員の住居に被害があった場合は見舞金として10,000円を贈る。

第4条 教職員の転退任については、花束を贈る。

第5条 その他、本規則に該当しない事項が生じた場合は、役員会で協議する。緊急の場合は、会長決裁とするが、役員会での事後承認を必要とする。

付 則 この規則は、平成11年4月1日より実施する。

この規則は、平成13年4月1日より一部改正し、同日より実施する。

この規則は、令和5年4月1日より一部改正し、同日より実地する。

## 細則Ⅳ 個人情報取扱規則

第1条 この規則は横浜市立松本中学校PTA規約第26条によって定める

（目的）

第2条 松本中学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

第3条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第4条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

（取扱者）

第5条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員会、各委員会とする。

（秘密保持義務）

第6条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第7条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

（利用）

第8条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付

- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) 役員、委員の選出

(利用目的による制限)

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。  
不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者（第12条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第15条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 19 条 本会の「松本中学校 P T A 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

付則 本規則は、平成 30 年 4 月 1 日より実施する。

本規則は、令和 5 年 4 月 1 日より一部改正し、同日より実地する。